傍聴人用

令和８年４月２３日

令和８年第４回

稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

一部の情報を非公開としています。

第４回教育委員会定例会付議事項

【一　般】

番　号	案　　　　　件	担当課	頁
承認案第２号	稲沢市史編さん委員会委員の委嘱について	生涯学習課	2
承認案第３号	稲沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について	スポーツ課	4
議案第２９号	審査請求に係る裁決について	庶務課	6

承認案第２号

稲沢市史編さん委員会委員の委嘱について

別紙のとおり稲沢市史編さん委員会委員の委嘱をするものとする。

令和８年４月２３日提出

稲沢市教育委員会

教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第４条第２項の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるからである。

稲沢市史編さん委員会委員

１. 委嘱候補者

№.	氏　　　名	住　　　所	備　考	新任・再任
1	岩　田　　　均	—	学識経験者	新任
2	野　村　嘉　寛	—	学識経験者	新任

２. 委嘱期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（解嘱者の残任期間）

承認案第３号

稲沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

別紙のとおり稲沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱をするものとする。

令和８年４月２３日提出

稲沢市教育委員会
教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第４条第２項の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるからである。

稲沢市スポーツ推進委員

１. 解嘱該当者　　　　　　　　　　　　　　　（解嘱発令日　令和8年3月31日）

No	氏 名	住所	備　　考
1	山田　正行	―	下津地区体育振興会

２. 委嘱候補者

No	氏 名	住所	備　　考
1	田中　典孝	―	下津地区体育振興会

３. 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（解嘱者の残任期間）

議案第２９号

審査請求に係る裁決について

別紙のとおり稲沢市図書館長が行った図書貸出申込書（利用者登録用）の代理申請不受理処分について裁決するものとする。

令和８年４月２３日提出

稲沢市教育委員会
教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定により、教育委員会の意見をきく必要があるからである。

図書館に係る審査請求について

1　審査請求の概要

（１）審査請求人

（個人）

（２）処分庁

稲沢市図書館長

（３）審査請求日

令和８年２月24日

（４）対象処分

令和８年１月25日付けで、祖父江の森図書館において行った図書貸出申込書（利用者登録用）の代理申請不受理処分

（５）審査請求の趣旨

当該処分の取消し及び申請受理並びに貸出券の交付

2　審理の経過

本件については、審査請求の提起後、処分庁から弁明書の提出を受け、審理員による審理を経て、審理員意見書が提出された。

3　審理員意見の要旨

図書館規則において申請者を本人に限定する明確な規定は認められず、また、本件においては委任状及び本人確認書類の提出により申請の真正性の確認が一定程度可能であったと認められる。

このため、本件申請を受理しなかったことは適切であったとはいえず、本件審査請求には理由があるとされた。

4　裁決の内容

（１）主文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

（２）理由

別紙「裁決書」のとおり。

5　今後の対応

代理申請の取り扱いに関する基準が明確でなかったことを踏まえ、本人確認手続の基準を明確化し、運用の統一を図る。

裁　決　書

審査請求人　（個人）

処分庁　　　稲沢市図書館長

審査請求人が令和８年２月２４日に提起した、稲沢市図書館長が令和８年１月２５日付けで行った図書貸出申込書（利用者登録用）の代理申請不受理処分について、次のとおり裁決する。

主　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第１　事案の概要

本件は、審査請求人の代理人が図書貸出申込書（利用者登録用）の提出を行ったところ、当該申請が受理されなかったことについて審査請求がなされたものである。

第２　審査請求人の主張の要旨

図書館規則において申請者を本人に限定する規定はなく、本件処分は不当であるとする。

第３　処分庁の弁明の要旨

本人による申請を原則とする運用に基づき本件申請を受理しなかったが、代理申請に関する明確な規定が整備されていなかったことを認めている。

第４　当庁の判断

１　関係規定について

図書館規則において、申請者を本人に限定する明確な規定は認められない。

２　本件処分について

本件においては、代理人が委任状及び本人確認書類を持参しており、申

請の真正性を一定程度確認することが可能であったと認められる。

　このような状況において、明確な根拠規定がない中で申請を受理しなかったことは、適切であったとはいえない。

第５　結論

　以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

　令和８年４月２３日

審査庁　稲沢市教育委員会

（教示）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

　ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

　処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。